

気仙沼土木事務所における建設発生土の民間受入地公募実施要領(試行)

(目的)

第1条 この要領は、宮城県気仙沼土木事務所が発注する建設工事の建設発生土(以下「建設発生土」という。)のうち、現場内利用や他の建設工事への搬出が困難な建設発生土を、民間建設工事又は民有地(以下「受入地」という。)へ搬出するにあたり、その受入地を公募する場合の手続き等を定め、建設工事の円滑な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この要領は、建設発生土を民間建設工事又は民有地へ搬出するにあたり、気仙沼土木事務所長(以下「所長」という。)が、その受入地を公募する場合に適用する。

(申請者の要件)

第3条 申請者は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 建設発生土を受入れることができる土地の所有者又は土地の所有者から受入れについて同意を得ている使用者であること。
- (2) 宮城県暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団員、暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者が含まれている法人(以下「暴力団関係者」という。)でないこと。

(受入地の条件)

第4条 受入地は、次の各号の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 申請者自らが所有している又は所有者が受入れについて同意した土地であること。
- (2) 建設発生土の受入れ時点において、関係法令等の手続きが完了している土地であること。
- (3) 窪地の埋立てや、擁壁等の設置を要さず盛土が可能な土地であること。
- (4) 概ね50m³以上の建設発生土の受入れが可能であり、かつ受入場所の面積が十分確保されている土地であること。
- (5) 受入地まで大型ダンプトラック(10t車)の通行が可能であり、かつ周辺的环境及び交通等に顕著な影響を及ぼす恐れがない土地であること。
- (6) 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
- (7) 暴力団関係者の所有又は関与する土地でないこと。
- (8) 建設発生土の搬出に併せた受入れが可能な土地であること。
- (9) 建設発生土の運搬距離が50km以内であること。

(受入地の公募)

第5条 所長は、ホームページへの掲載又はその他の方法により、建設発生土の民間受入地を公募する。

(受入地の申請)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる申請書類を提出する。

- (1)民間受入地登録申請書(様式第1号)
- (2)関係図面(位置図、主要な道路からの運搬ルート図、受入地の概略図)
- (3)受入地の状況写真(受入地の全景、荷卸し場所、進入路等の状況がわかるもの)
- (4)誓約書(様式第2号)
- (5)関係法令チェックリスト(様式第3号)
- (6)建設発生土の受入及び盛土等の実施に伴い必要となる関係法令の許可書等の写し
- (7)受入地の土地の要約書
- (8)土地所有者と申請者が異なる場合は土地所有者等の承諾書
- (9)その他、所長が定める書類

(申請書類の審査及び受入地の登録)

第7条 所長は、第6に規定する申請書類について審査する。

- 2 所長は、審査により適正と認められる場合は、「建設発生土受入地台帳(様式第4号)」に登録し、「民間受入地登録決定通知書(様式第5号)」により申請者に通知する。
- 3 所長は、審査により適正と認められない場合は、「民間受入地登録不採用通知書(様式第6号)」により申請者に通知する。

(受入地の登録の抹消)

第8条 所長は、申請者から「民間受入地登録抹消申請書(様式第7号)」が提出された場合は、登録を抹消する。

- 2 所長は、登録した受入地の申請書類等の不備を確認した場合は、登録を抹消する。
- 3 所長は、前項により受入地の登録を抹消した場合は、「民間受入地登録抹消通知書(様式第8号)」により申請者に通知する。

(建設発生土を搬入する受入地の決定)

第9条 所長は、登録された受入地から、運搬費用、受入地の条件等を考慮して、建設発生土を搬入する受入地を決定する。

- 2 所長は、前項の決定に際し、申請者に対して建設発生土の土質、搬入時期、搬入方法等について説明を行うとともに、必要に応じて現地立会を求めるものとする。
- 3 所長は、前項について申請者の合意を取得し、建設発生土を搬入する受入地を決定し

た場合は、申請者に「建設発生土搬入通知書(様式第9号)」により通知する。

(建設発生土の搬入)

第10条 所長は、建設発生土を受入地へ搬入した土量を検収できるように管理する。

2 所長は、受入地において廃棄物の不法投棄を確認した場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関と連携して必要な措置を講じる。

3 申請者は、建設発生土の搬入期間中、現地確認を行う等、状況の把握に努めるものとする。

(搬入の完了)

第11条 所長は、建設発生土の搬入が完了した場合は、申請者と現地立会を行い、「建設発生土搬入現地立会確認書(様式第10号)」を作成し、「建設発生土搬入完了通知書(様式第11号)」により申請者に通知する。

(建設発生土の管理)

第12 「建設発生土搬入完了通知書(様式第11号)」による通知後は、申請者の責任において管理するものとし、建設発生土の交換及び返却の請求をすることができない。

(その他)

第13条 この要領の実施にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 申請書類の作成や各関係法令に基づく許可申請等、申請に伴い必要となる費用については、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書類の返却は行わない。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月6日から施行する。